

「近畿圏の新たな高速道路料金の具体案」について

(目次)

近畿圏の新たな高速道路料金の具体案の全体概要	2
近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)の概要①	3
近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針(案)の概要②	4
近畿圏の料金水準の整理・統一(案)	5
近畿圏内の高速道路ネットワーク整備(案)	6
各路線の料金等(阪神高速道路・NEXCO)	7
阪神高速の料金について(案)	8
阪神高速の上限料金改定について(案)	9
阪神高速の割引について(案)	10
阪神高速の大口・多頻度割引について(案)	11
阪神高速の深夜割引について(案)	12
大阪・神戸都心迂回割引について(案)	13
大阪都心迂回割引について(案)	14
神戸都心迂回割引について(案)	15
大阪都心流入割引について(案)	16
神戸都心流入割引について(案)	17
阪神高速の大和川線・堺線乗継割引について(案)	18
阪神高速の関西国際空港方面割引について(案)	19
近畿圏の新たな高速道路料金 今後の手続きの流れ(案)	20
参考資料	21
近畿圏の高速道路を賢く使うための料金体系 基本方針(概要)	22
H29.6 近畿圏の料金水準の整理・統一	23
近畿圏の料金体系の段階的な見直し	24
実現される新たな料金のポイント(参考料金例)	25
新たな料金の具体事例①	26
新たな料金の具体事例②	27
新たな料金の具体事例③	28
新たな料金の具体事例④	29
現金でご利用のお客さまへの対策	30

近畿圏の新たな高速道路料金の具体案の全体概要

近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）の概要①

料金の賢い3原則（高速道路を賢く使う上で共通の理念）

① 利用度合いに応じた公平な料金体系

② 管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系

③ 交通流動の最適化のための戦略的な料金体系

特に、近畿圏は「必要なネットワークの充実と合理的な料金体系の整理との両立」、「管理主体の整理」に特段の対応が必要

平成29年度からの具体方針

（1）料金体系の整理・統一とネットワーク整備

- 料金水準を現行の高速自動車国道の大都市近郊区間を基本とする対距離制を導入し、車種区分を5車種区分に統一。
- 阪神高速については、関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部の整備に必要な財源確保の観点から、有料道路事業について、事業費の概ね5割を確保するために、様々な工夫を行いつつ、必要な料金を設定。

（2）管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現

- 高速道路会社と一体的なネットワークを形成している路線で、地方道路公社等の管理となっている区間は、合理的・効率的な管理を行う観点から、地方の意向を踏まえ、高速道路会社で一元的に管理。
- 大阪及び神戸都心部への流入に関して、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定。

令和6年度からの具体方針

（1）料金体系の整理・統一とネットワーク整備

- 阪神高速において、料金体系の整理・統一を更に進める。
 - ・対距離制を基本とした公平な料金体系の更なる前進に向け、新たな上限料金を設定。
 - ・料金割引についても整理・統一を図る観点等から、大口・多頻度割引の拡充や深夜割引の導入を実施。
- 関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線（2期）や名神湾岸連絡線の整備に必要な財源確保を検討。

（2）起終点を基本とした継ぎ目のない料金の実現

- ネットワークの開通状況を踏まえ、道路交通や環境等についての都心部の政策的な課題を考慮し、大阪及び神戸都心部を避けて通行する利用が料金面で不利にならないよう、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定。

近畿圏の新たな高速道路料金に関する具体方針（案）の概要②

- 平成29年6月の料金改定においては、交通分散の観点から、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する都心流入割引を導入。
- 今回の料金改定においては、都心部の交通集中を緩和するため、ネットワークの開通状況を踏まえ、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する都心迂回割引を導入。

■大阪・神戸都心流入割引

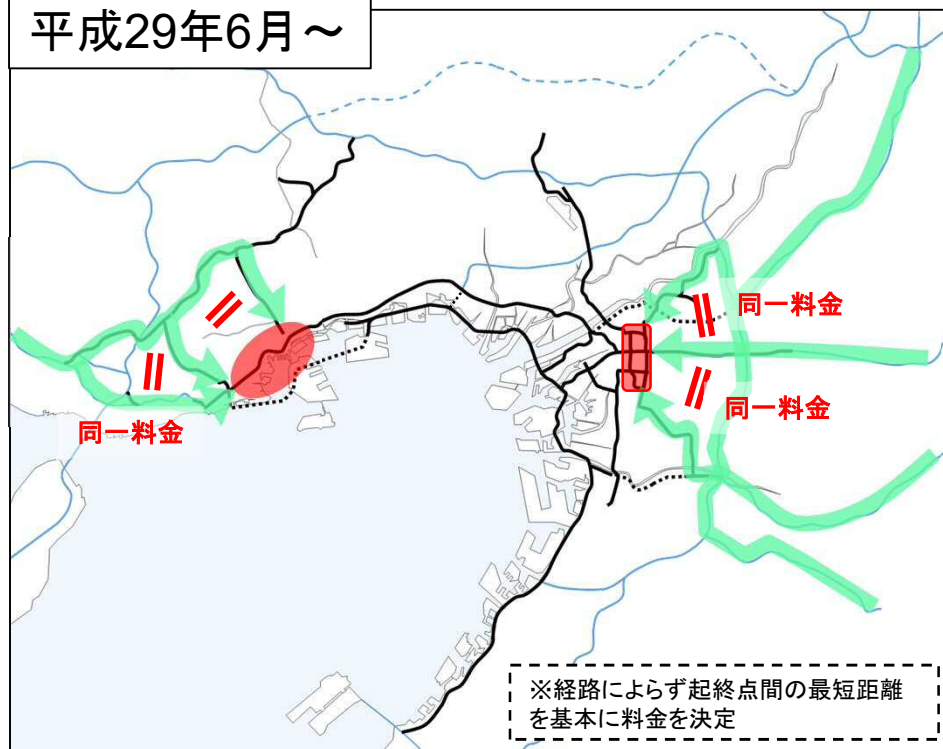
経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定



■大阪・神戸都心迂回割引

都心部を迂回する経路を利用した場合でも、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定

平成29年6月～



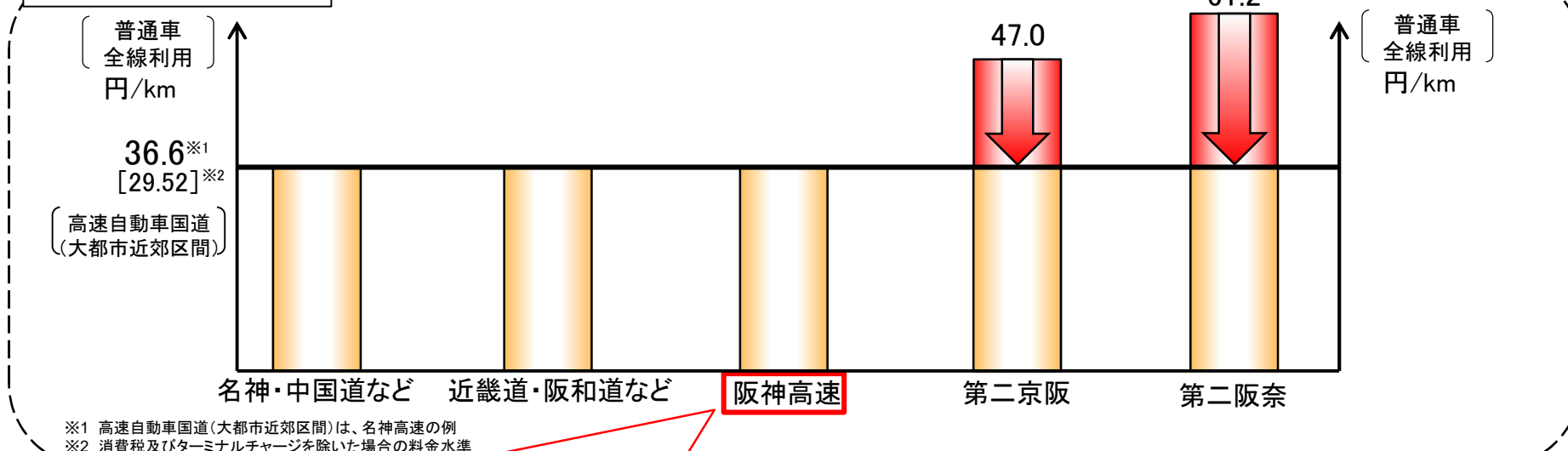
今回料金改定後



近畿圏の料金水準の整理・統一（案）

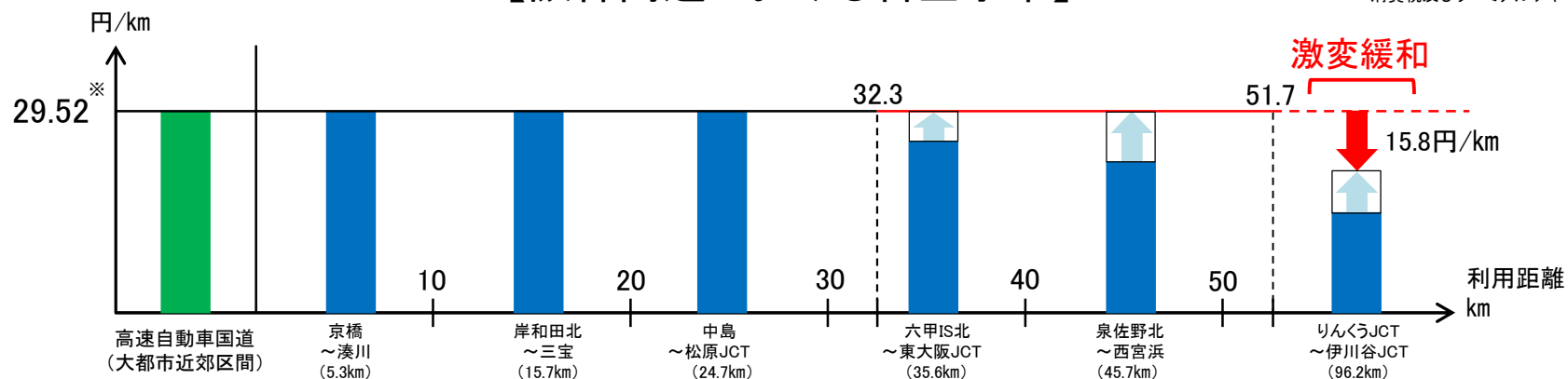
○ 平成29年6月からの利用重視の料金体系への移行から一定の期間が経過したことも踏まえ、対距離制を基本とした公平な料金体系の更なる前進に向けて、上限料金を見直し。（普通車 1,320円 → 1,950円）

平成29年6月～



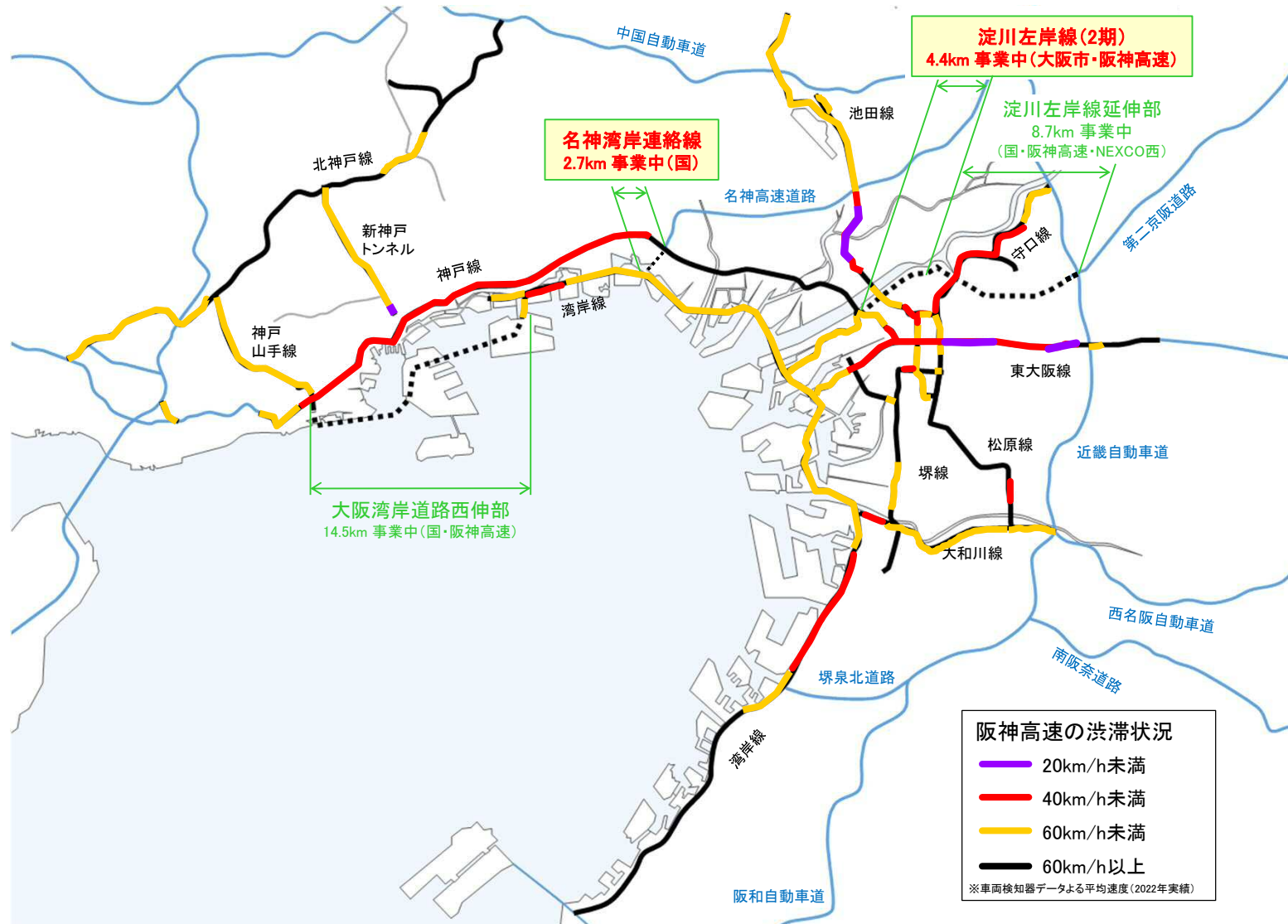
今回料金改定後

【阪神高速における料金水準】



近畿圏内の高速道路ネットワーク整備（案）

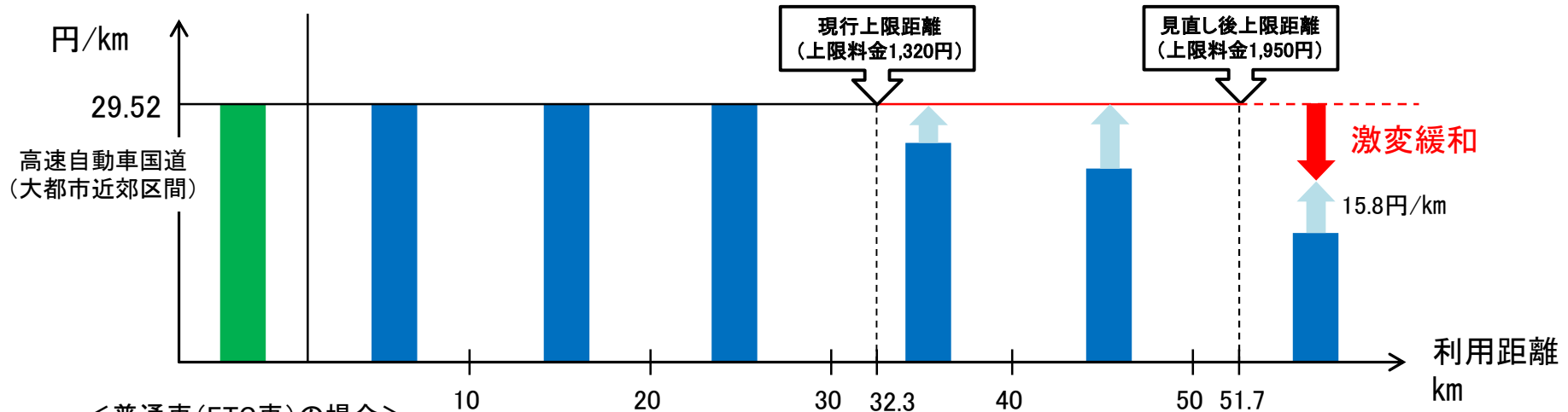
○ 令和6年度からの阪神高速の料金体系の見直しにあたり、関係自治体の提案を踏まえ、淀川左岸線（2期）や名神湾岸連絡線の整備に必要な財源確保を検討。



各路線の料金等(阪神高速道路・NEXCO)

阪神高速の料金について（案）

○ 平成29年6月からの利用重視の料金体系への移行の際、物流への影響や非ETC車の負担増などを考慮して、激変緩和措置として上限料金を設定しており、移行から一定の期間が経過したことも踏まえ、対距離制を基本とした公平な料金体系の更なる前進に向けて、上限料金を見直し。



<普通車(ETC車)の場合>

区間例	京橋 ～湊川 (5.3km)	岸和田北 ～三宝 (15.7km)	中島 ～松原JCT (24.7km)	六甲IS北 ～東大阪JCT (35.6km)	泉佐野北 ～西宮浜 (45.7km)	りんくうJCT ～伊川谷JCT (96.2km)
現行	450円	780円	1,080円	1,320円	1,320円	1,320円
対距離				1,430円	1,760円	3,400円
今回						1,950円

<ETC車の料金改定後の下限上限料金>

軽・二輪		普通車		中型車		大型車		特大車	
下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限	下限	上限
280円	1,090円 (変更前)	300円	1,320円 (変更前)	330円	1,560円 (変更前)	400円	2,080円 (変更前)	550円	3,350円 (変更前)
	1,590円 (変更後)		1,950円 (変更後)		2,310円 (変更後)		3,110円 (変更後)		5,080円 (変更後)

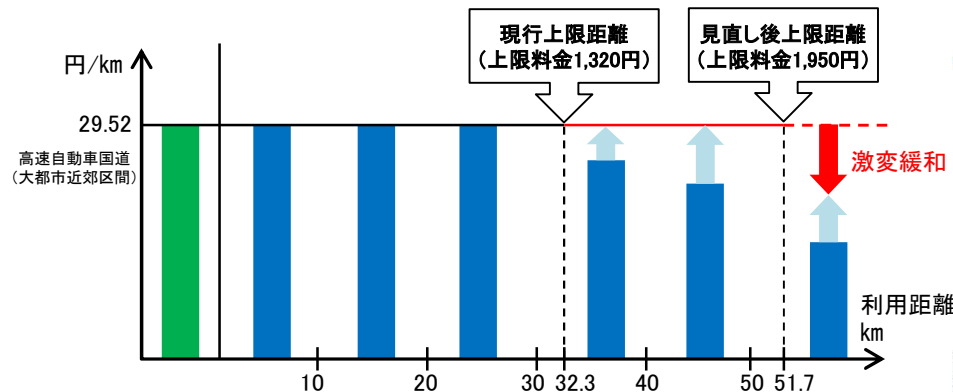
※上限料金については、高速道路利便増進事業による割引
※料金水準は消費税及びターミナルチャージを除いた金額

※りんくうJCT～伊川谷JCTは乗り継ぎを行わない場合の利用距離
※現金車は一部料金所を除き、阪神高速に入ってから初めて通行する料金所で車種区分に応じた上限料金を支払い

阪神高速の上限料金改定について（案）

- 上限料金の設定により都心通過交通の料金が低く抑えられ、所要時間を要するにもかかわらず、都心部に交通が集中している状況。
- 上限料金の改定によって、対距離制を基本とした公平な料金体系が前進するとともに、都心経由経路から都心迂回経路への交通転換を促進。

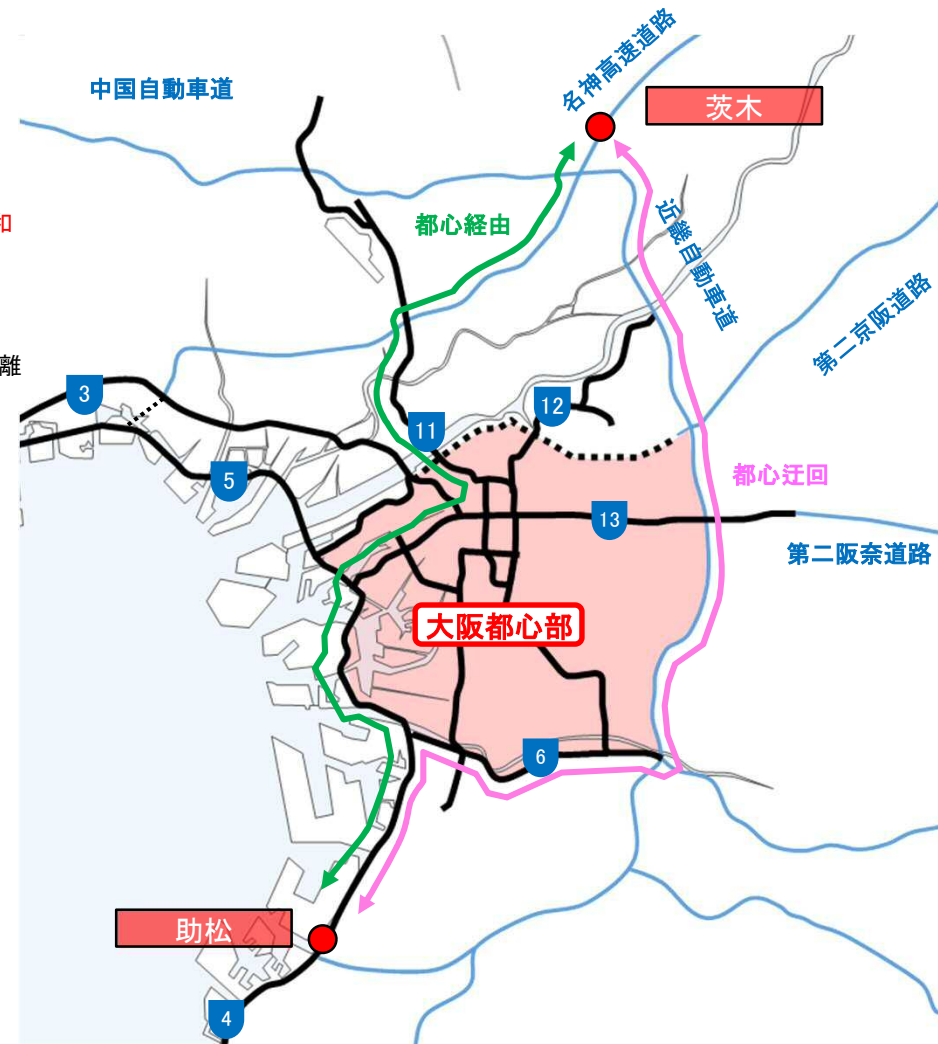
■上限料金の改定内容（普通車ETCの場合）



	都心経由	都心迂回
利用距離	50.3km 阪高：37.5km、N西：12.8km	52.7km 阪高：22.0km、N西：30.7km
所要時間	55分	51分
分担率	75%	25%
現在の料金	1,900円 阪高：1,320円、N西：580円	2,020円 阪高：990円、N西：1,030円
上限料金 改定後	2,070円 阪高：1,490円、N西：580円	2,020円 阪高：990円、N西：1,030円

※1 所要時間及び分担率はR4年度9月の平日平均ETCデータ(昼間)より算出

※2 分担率は三宝JCT以南⇄吹田JCT以遠を通過する車を対象に算出



阪神高速の割引について（案）

○ 現行の割引は継続しつつ、大口・多頻度割引等の拡充や深夜割引等を新たに導入する。

大口・多頻度割引(拡充)

- ・最大45%割引(現行は最大35%)
 - 車両単位割引最大25% (現行は最大20%)※
 - 契約単位割引10%
- 大阪・神戸都心部を通過しない交通に対しては10%拡充 (現行は5%拡充)※

神戸都心迂回割引(導入)

- ・『第二神明⇄吹田JCT以遠』を通行する場合に、神戸都心部を避けて通行する北神戸線・中国道を利用する料金が、神戸都心部を利用する料金を上回らないように割引

大阪都心迂回割引(導入)

- ・『4号湾岸線(三宝以南)⇄東大阪JCT以遠』を通行する場合に、大阪都心部を避けて通行する大和川線・近畿道を利用する料金が、大阪都心部を利用する料金を上回らないように割引

神戸都心流入割引(拡充)

- ・大阪北部方面から(現行は明石方面からのみ)神戸都心部への流入に対し、経路によらず起終点間の最短距離の料金と同一料金とする(流出の場合も同様)

深夜割引(導入)※

- ・午前0時から午前4時までの間に阪神高速に流入する利用について、20%割引

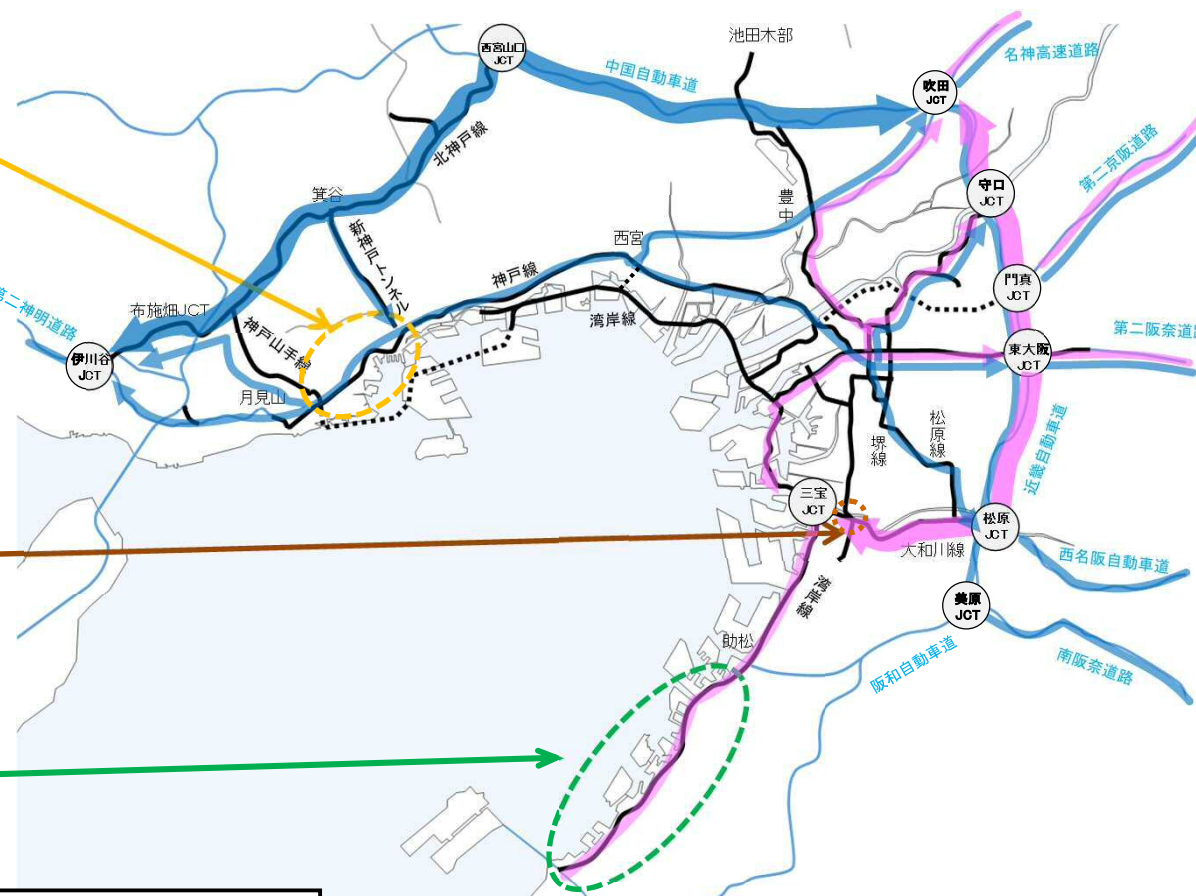
大和川線・堺線乗継割引(導入)

- ・鉄砲ランプ(6号大和川線)⇄住之江ランプ(15号堺線)を一般道路を経由して引き続いて通行する場合、これを1回の通行とみなす

関西国際空港方面割引(導入)

- ・大阪都心部と関西国際空港方面を結ぶ交通の上限料金が1,320円(普通車)となるように割引

- ・ETC車での利用の場合に適用
- ※高速道路利便増進事業による割引



その他 割引 (現行の割引を継続する)

- ・短距離区間利用割引
- ・池田線時間帯割引
- ・大阪都心流入割引
- ・障害者割引
- ・環境ロードプライシング割引※
- ・ETC路線バス割引
- ・西大阪線端末区間割引

阪神高速の大口・多頻度割引について（案）

○コロナ禍においても国民生活・経済活動を支えた物流などの支援のため、大口・多頻度割引の最大割引率を35%から45%に拡充。

【阪神高速道路の大口・多頻度割引の概要】（現状）

主に業務目的で利用機会の多い車の負担軽減のため、ETCコーポレートカードの利用者に対して、割引実施

多頻度割引(車両単位割引)	
月間利用額(車両単位)	割引率※1
5,000円以下の部分	0%
5,000円超～10,000円以下の部分	3%(10%)
10,000円超～30,000円以下の部分	6%(15%【+5%】)
30,000円超～35,000円以下の部分	6%(20%【+5%】)
35,000円超～70,000円以下の部分	8%(20%【+5%】)
70,000円を超える部分	13%(20%【+5%】)

大口割引(契約者単位割引)

月間利用額(契約者単位)	割引率※1
100万円を超え、かつ自動車1台あたり平均利用額が5千円を超える場合	(10%)

+

➡ 現行の最大割引率 約35%

※1 ()内は令和14年3月末までの割引率。

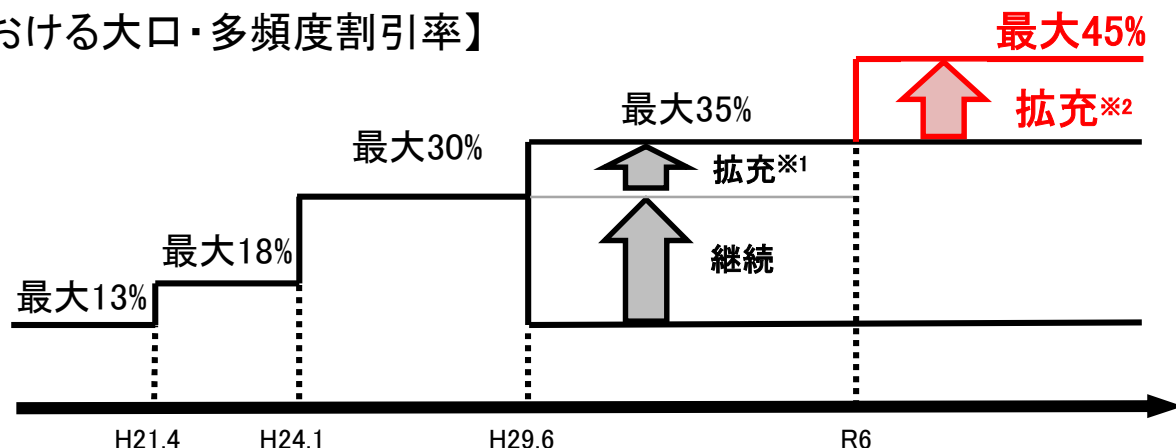
うち【 】内は特定範囲(大和川線、淀川左岸線、湾岸線等)のみ利用の場合の拡充分。

注) NEXCOの高速自動車国道等については、最大30%

ETC2.0を利用する自動車運送事業者については、最大40%に拡充(令和6年3月末まで)

注) NEXCOの高速自動車国道等については10%

【阪神高速における大口・多頻度割引率】

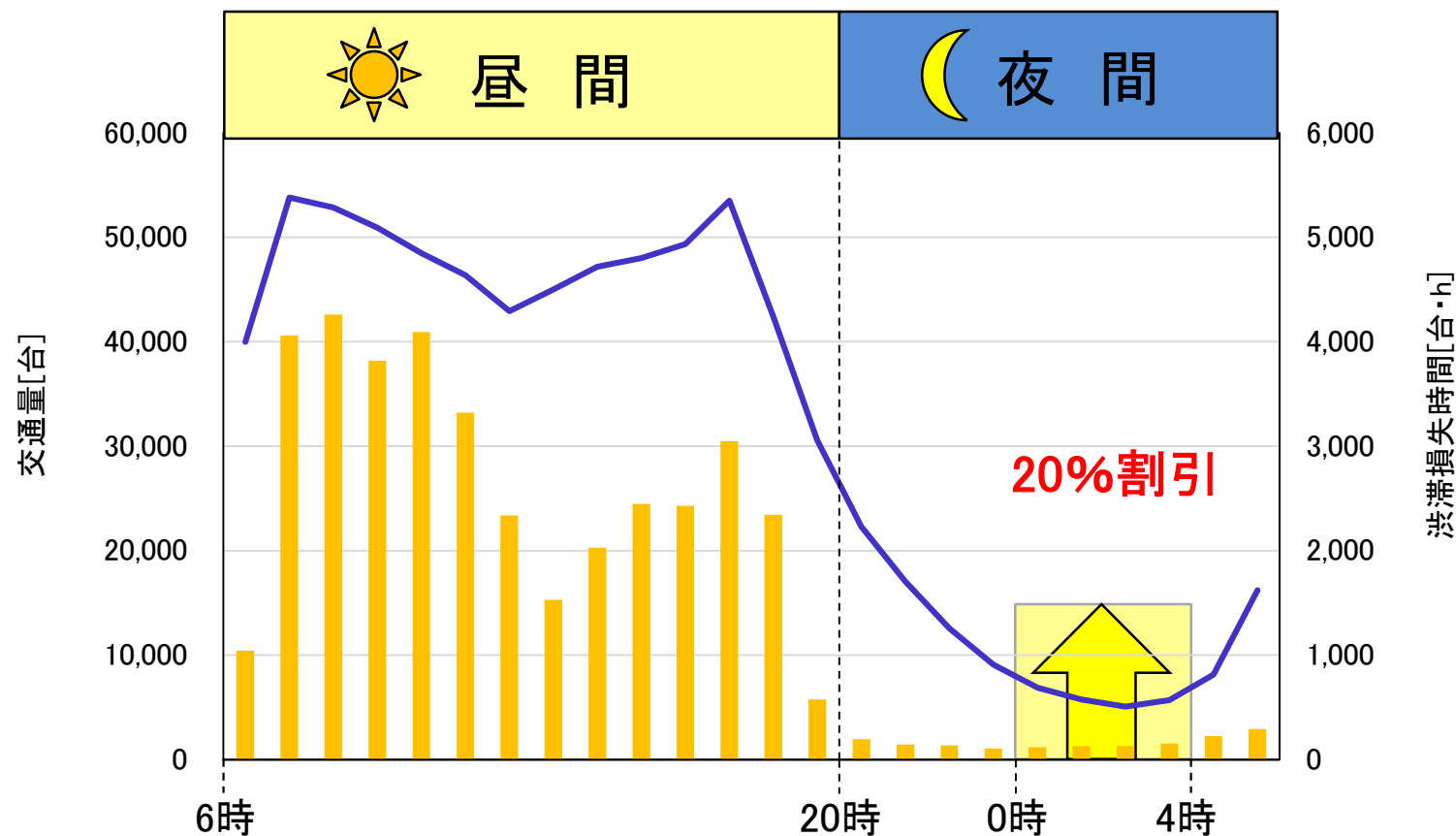


※1 特定範囲(大和川線、淀川左岸線、湾岸線等)のみ利用の交通に限定

※2 拡充10%は月間利用額が10,000円超の部分を対象とし、うち5%は特定範囲(大和川線、淀川左岸線、湾岸線等)のみ利用の交通に限定

阪神高速の深夜割引について（案）

○ 交通量が少ない深夜時間帯へ交通を分散し、都心部の渋滞緩和を図るため、午前0時から午前4時までの間に阪神高速に流入する利用について、20%割引を導入。



※現行は深夜割引の適用なし

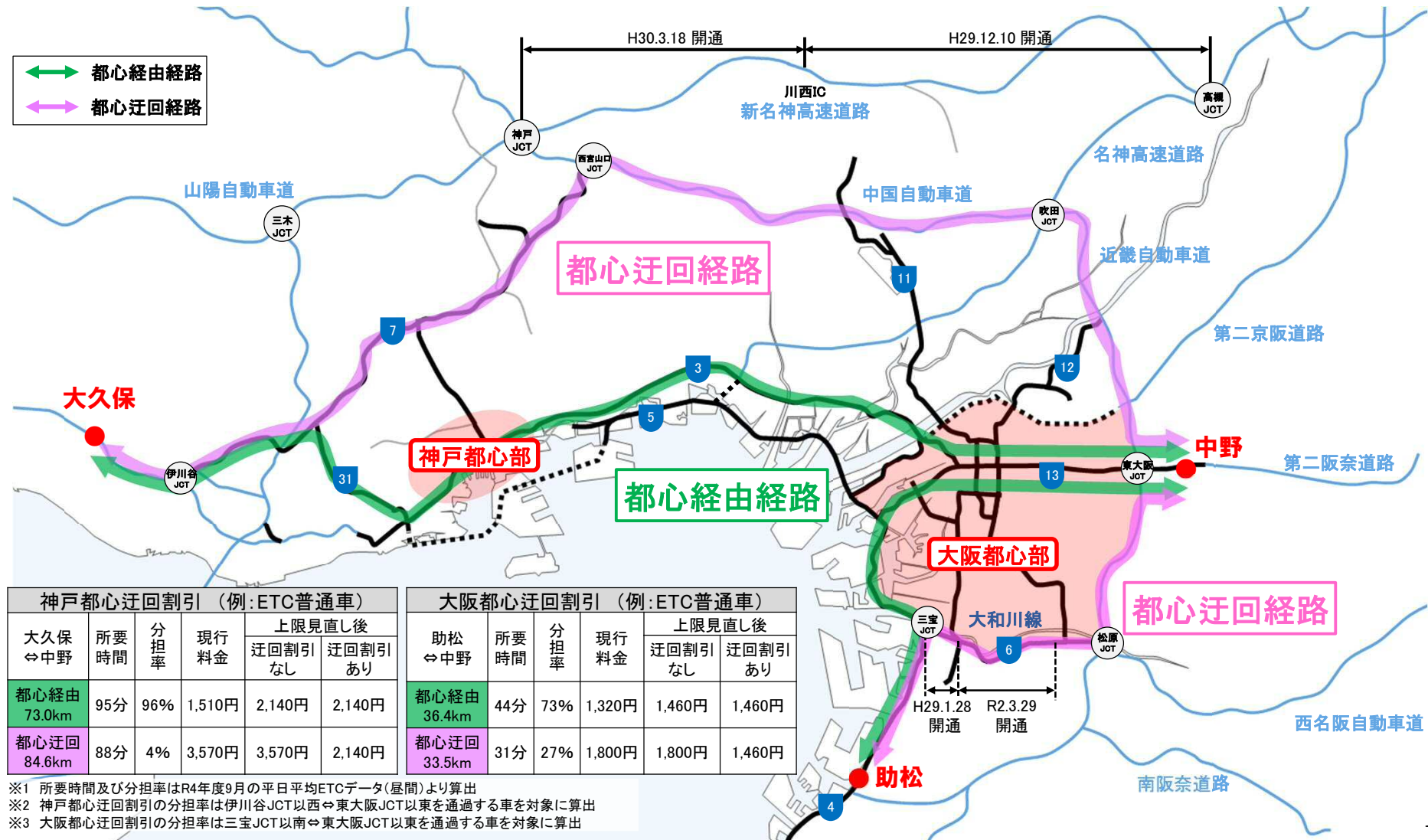
■ 2022年度_平日平均渋滞損失時間

— 2022年度_平日平均交通量

※約76万台/日のうち、0時～4時の利用は約2.3万台/日（約3%）

大阪・神戸都心迂回割引について（案）

○ 新名神高速道路開通に伴う中国道の渋滞緩和や大和川線全線開通により、新たなネットワークの更なる活用が可能となったことから、都心迂回経路の利用が料金の面で不利にならないよう、起終点間の最短距離を基本に料金を決定する都心迂回割引を導入。

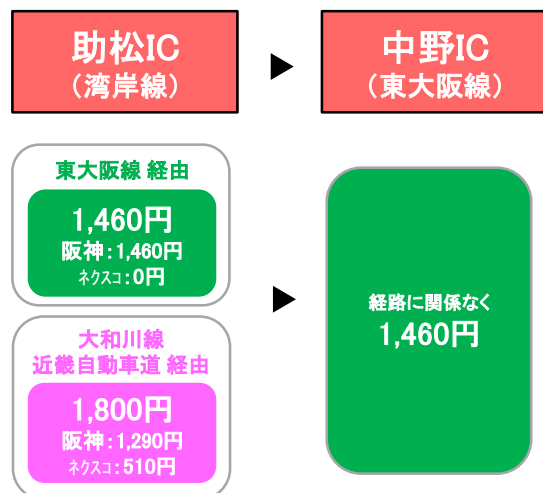


大阪都心迂回割引について（案）

○ 大阪都心部を通過する交通の迂回を促進し、都心部の渋滞緩和を図るため、令和2年3月の大和川線全線開通を踏まえ、大阪都心迂回割引を新たに導入。

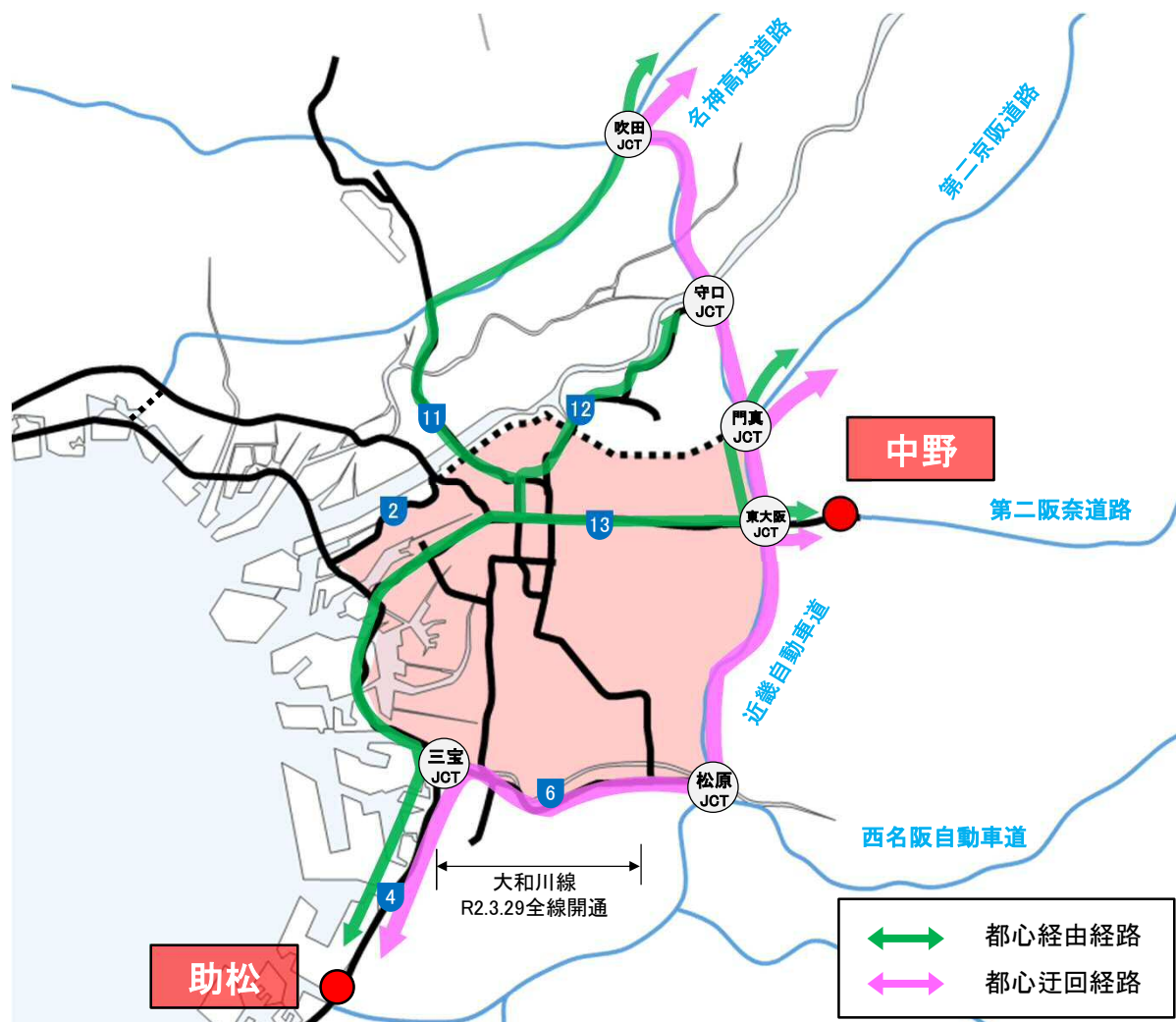
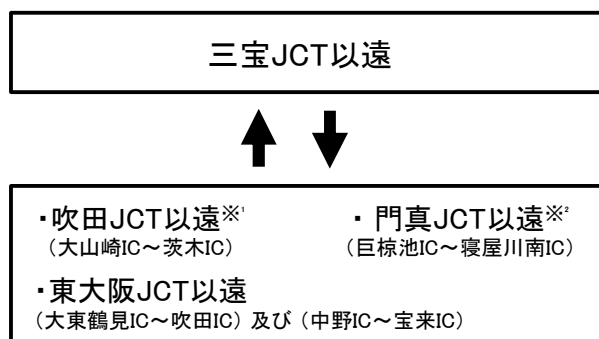
<割引例>

●ETC普通車の場合



都心迂回経路の料金が高い場合に起終点間の
都心経由経路の最安料金とする

●対象の通過JCT



※1 新名神高速道路の高槻ICを含む。名神高速道路の久御山淀ICを除く。

※2 ET02.0搭載車については、第二京阪道路を通過する交通（巨椋池より北方面からの流入・流出、京滋バイパスからの流入・流出及び新名神高速道路からの流入・流出を含む）も対象。

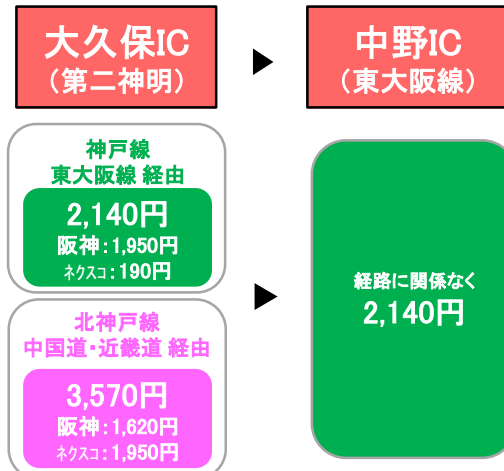
神戸都心迂回割引について（案）

○ 神戸都心部を通過する交通の迂回を促進し、都心部の渋滞緩和を図るため、中国自動車道から新名神高速道路※への交通転換を踏まえ、神戸都心迂回割引を新たに導入。

※ 高槻JCT～川西IC：H29.12.10開通、川西IC～神戸JCT：H30.3.18開通

<割引例>

●ETC普通車の場合



都心迂回経路の料金が高い場合に起終点間の都心経由経路の最安料金とする

●対象の通過JCT

伊川谷JCT 以遠
(玉津IC～明石西IC)

- ・吹田JCT以遠※¹
(大山崎IC～茨木IC)
及び
(八尾IC～吹田IC)
- ・松原JCT以遠
(松原IC、美原北IC)
及び
(天理IC～藤井寺IC)
- ・門真JCT以遠※²
(巨椋池IC～寝屋川南IC)
- ・東大阪JCT以遠
(中野IC～宝来IC)
- ・美原JCT以遠
(美原東IC～新庄IC)



※1 新名神高速道路の高槻IC及び中国自動車道の中国吹田ICを含む。名神高速道路の久御山淀ICを除く。

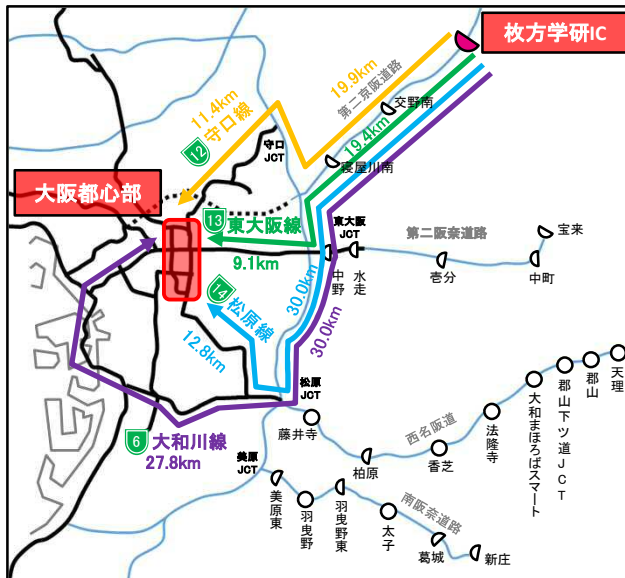
※2 ETC2.0搭載車については、第二京阪道路を通過する交通(巨椋池ICより北方面からの流入・流出、京滋バイパスからの流入・流出及び新名神高速道路からの流入・流出を含む)も対象。

大阪都心流入割引について（案）

○ 大阪都心部（環状線）と放射道路間（第二京阪道路、第二阪奈有料道路、西名阪道、南阪奈道路）の交通について、交通の分散を図るため、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する大阪都心流入割引を継続。（平成29年6月導入）

<割引例>

● ETC普通車の場合（第二京阪道路[枚方学研IC]⇒阪神高速 大阪都心）



守口線経由
(31.3km)

1,740円

東大阪線経由
(28.5km)

1,640円

松原線経由
(42.8km)

2,110円

大和川線経由
(57.8km)

2,230円

経路に関係なく
1,640円

● 対象の発着出入口

第二京阪道路※

寝屋川南、交野南、枚方学研、京田辺松井、（八幡京田辺JCT）、久御山南、（久御山JCT）、巨椋池、（巨椋池本線）（ ）はETC2.0のみ対象

東大阪線
第二阪奈道路

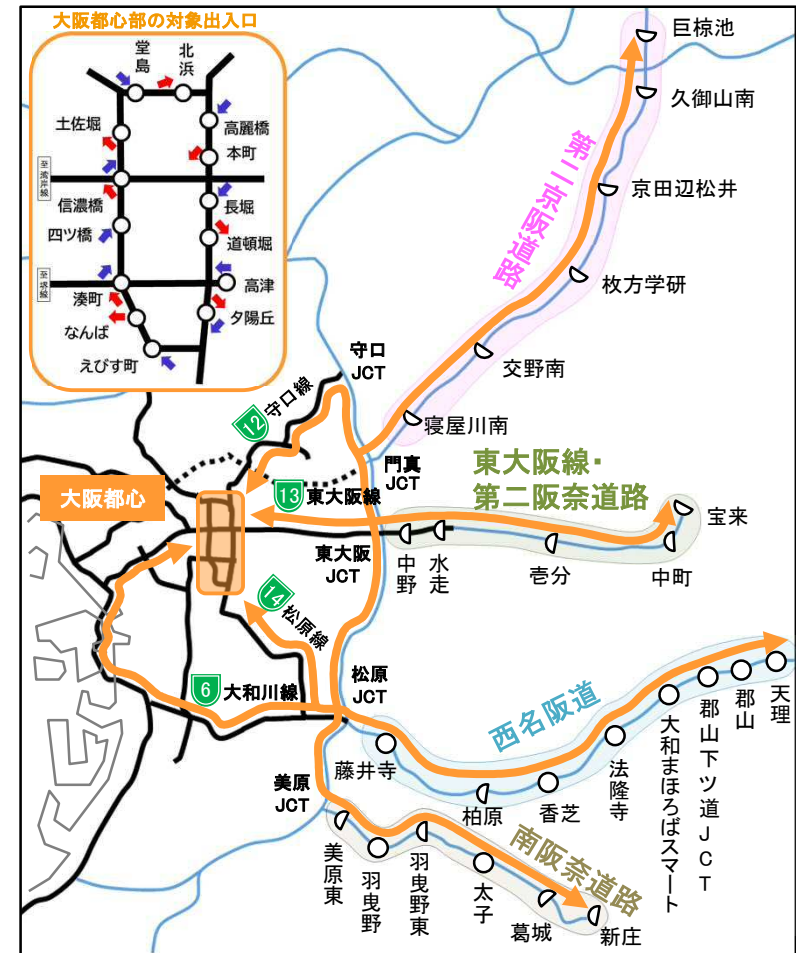
中野、水走、壺分、中町、宝来

西名阪道

藤井寺、柏原、香芝、法隆寺、大和まほろばスマート、郡山下ツ道JCT、郡山、天理

南阪奈道路

美原東、羽曳野、羽曳野東、太子、葛城、新庄



※ ETC2.0搭載車については、第二京阪道路を通過する交通（巨椋池ICより北方面からの流入・流出、京滋バイパスからの流入・流出及び新名神高速道路からの流入・流出を含む）も対象。

神戸都心流入割引について（案）

- 神戸都心部と都心部西側間の交通について、交通の分散を図るため、経路によらず起終点間の最短距離を基本に料金を決定する神戸都心流入割引を平成29年6月から導入しているが、中国自動車道から新名神高速道路※への交通転換を踏まえ、都心部東側間の交通にも神戸都心流入割引を拡大。

※ 高槻JCT～川西IC：H29.12.10開通、川西IC～神戸JCT：H30.3.18開通

<割引例>

●ETC普通車の場合

京橋IC
(神戸線)

茨木IC
(名神高速)

神戸線
名神高速道路 経由

1,760円
阪神: 800円
ネクソ: 960円

北神戸線
中国自動車道 経由

2,190円
阪神: 1,050円
ネクソ: 1,140円

経路に関係なく
1,760円

都心迂回経路の料金が低い場合に起終点間の都心経路経路の最安料金とする

●対象の通過JCT

吹田JCT以遠※1

(大山崎IC～茨木IC) 及び (摂津南IC、吹田IC)



神戸都心部

(3号神戸線、31号神戸山手線、32号新神戸TN)



※1 新名神高速道路の高槻IC及び中国自動車道の中国吹田ICを含む。名神高速道路の久御山淀ICを除く。

阪神高速の大和川線・堺線乗継割引について（案）

- 令和2年3月の大和川線全線開通を踏まえ、大阪都市再生環状道路の更なる有効活用を図るため、関係機関と連携して大和川線と堺線のジャンクション化を検討するとともに、大和川線と堺線を一般道路を経由して引き続いて通行する場合、これを1回の通行とみなす乗継割引を導入。



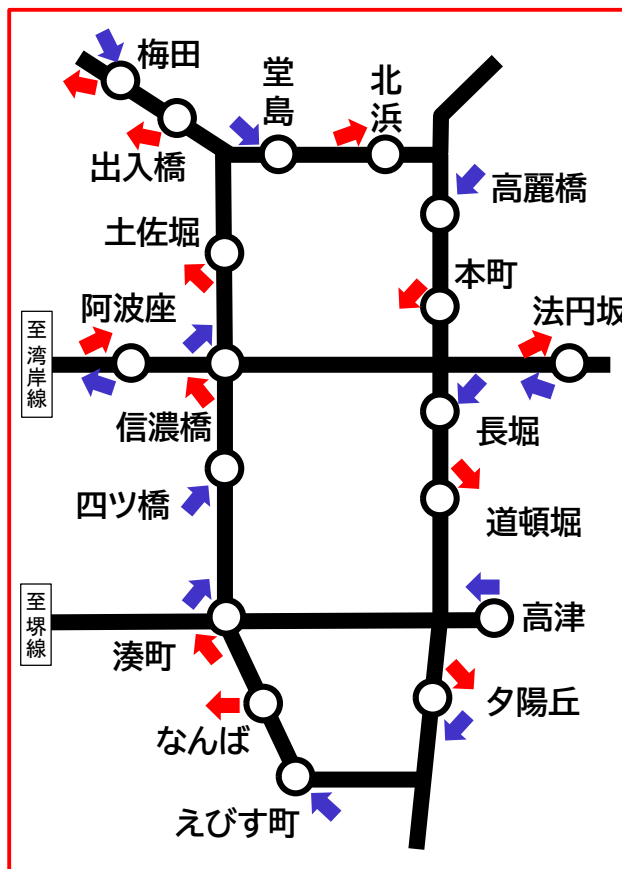
阪神高速の関西国際空港方面割引について（案）

○ 大阪都心部と関西国際空港方面を結ぶ交通について、上限料金改定に伴う激変緩和措置として、上限料金を1,320円（普通車の場合）とする関西国際空港方面割引を導入。

<割引対象範囲>



<大阪都心部対象出入口>



※助松以北の出入口は現行上限料金（普通車の場合1,320円）に達しないため、距離料金が適用される。
ただし、助松→信濃橋31.8kmを通行する軽・二輪のみ、現行上限料金（1,090円）を超えるため割引が適用される。

<割引例>

例（普通車）	現料金	上限料金改定後	
		割引適用前	割引適用後
りんくうJCT →土佐堀 (44.1km)	1,320円	1,710円	1,320円
岸和田南 →土佐堀 (35.4km)	1,320円	1,420円	1,320円
堂島 →りんくうJCT (46.6km)	1,320円	1,790円	1,320円
堂島 →岸和田南 (37.9km)	1,320円	1,510円	1,320円

<車種別の割引後額>

軽・二輪	普通車	中型車	大型車	特大車
1,090円	1,320円	1,560円	2,080円	3,350円

近畿圏の新たな高速道路料金今後の手続きの流れ（案）

令和5年12月22日

意見募集（高速道路会社・高速道路機構）

（現在の段階）

協定の締結（高速道路会社・高速道路機構）

※高速道路利便増進事業に関する計画の変更手続きが必要

業務実施計画認可申請
（高速道路機構）

大臣認可

事業変更許可申請
（高速道路会社）

大臣許可

※阪神高速道路は
道路管理者の同意が必要

令和6年6月

新たな高速道路料金の適用開始

參考資料

近畿圏の高速道路を賢く使うための料金体系 基本方針（概要）※

※社会資本整備審議会 道路分科会 国土幹線道路部会（H28.12.16）

＜近畿圏の高速道路を賢く使うための料金体系＞

○ 圏域共通の新しい料金体系の確立

【近畿圏料金の賢い3原則】～賢く使う上での共通の理念～

利用度合いに応じた公平な料金体系

管理主体を超えたシンプルでシームレスな料金体系

交通流動の最適化のための戦略的な料金体系

特に、近畿圏は「必要なネットワークの充実と合理的な料金体系の整理との両立」、
「管理主体の整理」に特段の対応が必要

○ 実現に向けた取組

① 料金体系の整理・統一

・料金水準や車種区分について、対距離制を基本として統一 等

② 管理主体の統一も含めた継ぎ目のない料金の実現

・地方道路公社等の管理区間は、合理的・効率的な管理のため、会社での一元的な管理を検討

③ 戦略的な料金体系

・都心流入等について、ネットワークの形成を踏まえた、混雑状況に応じた料金施策の導入

○ 料金体系の確立にあたっての留意事項

- ・ネットワーク整備等の進展に合わせて、料金体系の確立に向けたロードマップを明確化
- ・ネットワーク整備等の進展に合わせて、激変緩和措置も講じながら段階的に導入

H29.6 近畿圏の料金水準の整理・統一

<H29.6.2まで>



- : 高速国道の大都市近郊区間より高い
- : 高速国道の大都市近郊区間と概ね同じ
- : 利用距離により料率に変化
- : 大都市近郊区間外的高速国道等
- : 均一区間 (点線は整備中区間)

<H29.6.3以降>



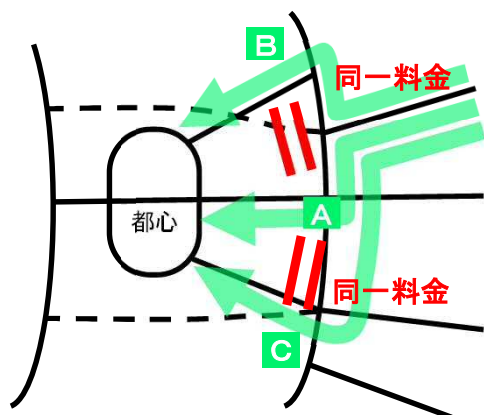
- : 高速国道の大都市近郊区間と概ね同じ
※堺北道路等では激変緩和措置を実施
- : 大都市近郊区間外的高速国道等
(点線は整備中区間)

料金水準を
整理・統一

近畿圏の料金体系の段階的な見直し

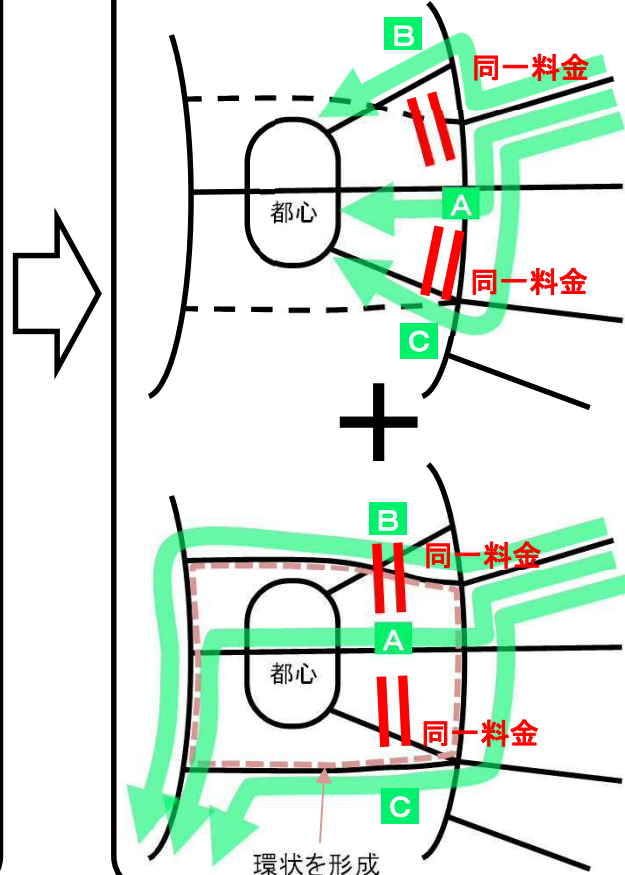
【H29年度より】

- 料金体系の整理・統一
⇒ ネットワークの充実に必要な財源確保
- 継ぎ目のない料金
⇒ 管理主体の統一
都心流入の料金措置



【ネットワーク完成後】

- ネットワークの完成により都心
を通過する複数経路の確保
- 継ぎ目のない料金
⇒ 都心流入の料金措置
都心通過の料金措置
令和6年度より一部導入



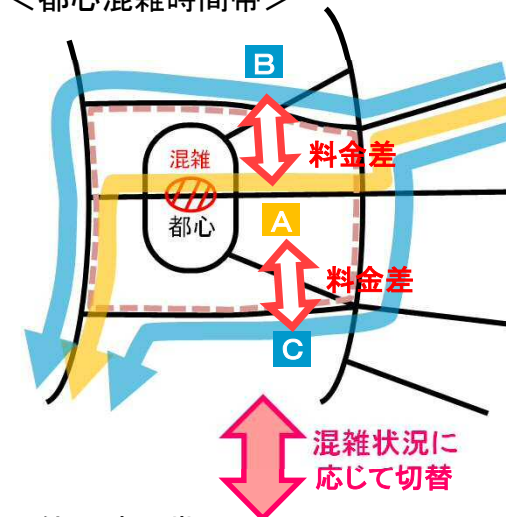
影響を検証した上で

【将来】

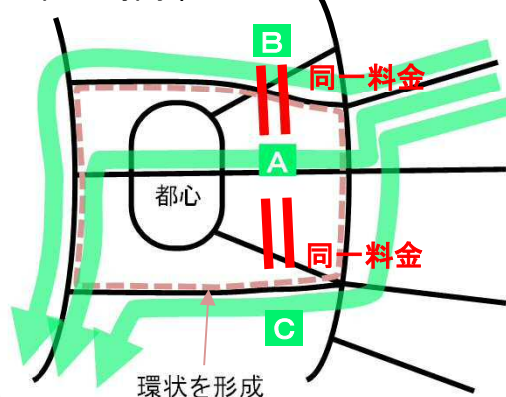
- 混雑状況に応じた
機動的な料金の実現

【都心通過の料金措置の場合】

<都心混雑時間帯>



<他の時間帯>



※ 大阪都心に加えて、神戸都心についても同様に措置

実現される新たな料金のポイント（参考料金例）

①松原JCT～浜寺（18.4km）

現行	対距離	今回料金改定後
870円 [566円]	870円 (±0円)	昼間870円 深夜700円 [昼間479円] [深夜385円]

②西宮山口JCT～藍那（18.7km）

現行	対距離	今回料金改定後
880円 [572円]	880円 (±0円)	昼間880円 深夜700円 [昼間484円] [深夜385円]

③伊川谷JCT～尼崎東海岸（44.3km）

現行	対距離	今回料金改定後
1,320円 [858円]	1,710円 (+390円)	昼間1,710円 深夜1,370円 [昼間941円] [深夜754円]

④りんくうJCT～六甲アイランド北（55.8km）

現行	対距離	今回料金改定後
1,320円 [858円]	2,090円 (+770円)	昼間1,950円 深夜1,560円 [昼間1,073円] [深夜858円]



※料金は普通車(ETC車)の例

※[]書きは、大口・多頻度割引の最大割引率を1回の利用料金に乘じたもの

新たな料金の具体事例①

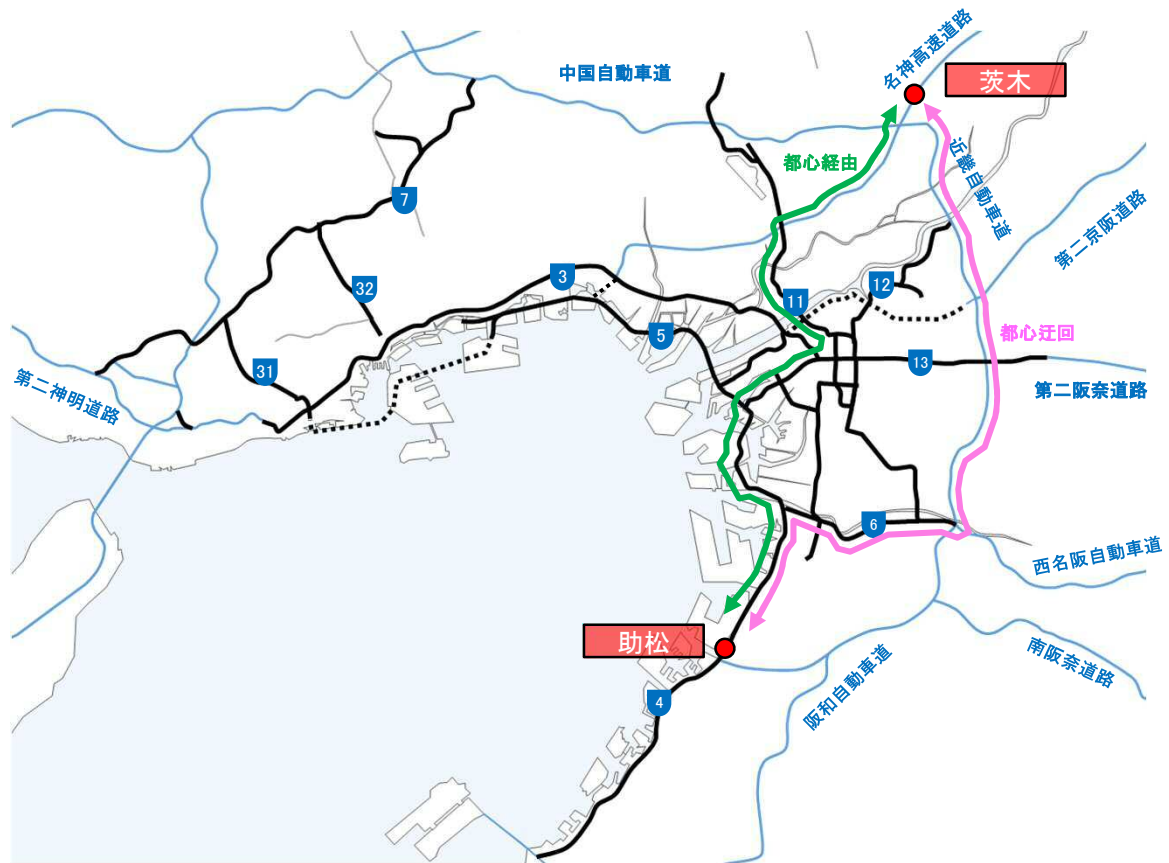
○ 阪神高速における上限料金の見直しに伴い、同一起終点において、都心(阪神高速)経由の料金が変
 わる場合があるが、都心部を迂回する経路の料金の方が高い場合は、都心(阪神高速)経由の料金と
 同額に引下げ。

※都心(阪神高速)経由の料金の方が高い場合には、都心経由の料金は引き下げない

■経路別料金の例

普通車(ETC車)

いばらき 助松 ⇄ 茨木		都心経由 11号池田線 ・名神経由 (50.3km)	都心迂回 6号大和川線 ・近畿道経由 (52.7km)
経路選択			
通常	現行料金		
	対距離	1,900円 阪高:1,320円 ネクスコ:580円	2,020円 阪高:990円 ネクスコ:1,030円
	新料金		
通常	対距離	2,070円 (+170円) 阪高:1,490円 ネクスコ:580円	2,020円 (±0円) 阪高:990円 ネクスコ:1,030円
	迂回割引 適用後	2,070円 (±0円) 阪高:1,490円 ネクスコ:580円	2,020円 (±0円) 阪高:990円 ネクスコ:1,030円
深夜	迂回割引 適用後	1,600円 (▲470円) 阪高:1,190円 ネクスコ:410円	1,510円 (▲510円) 阪高:790円 ネクスコ:720円



(※1) 新料金については、P8、P12の料金設定に基づき計算
 (※2) 深夜料金については、経路の全ての路線を深夜帯に走行した場合の料金
 (※3) 阪神高速の深夜割引適用条件は午前0時～午前4時までの間に阪神高速に流入した場合、NEXCOの深夜割引適用条件は午前0時～午前4時までの間にNEXCOの対象道路を走行した場合(阪神高速は2割引、NEXCOは3割引)

新たな料金の具体事例②

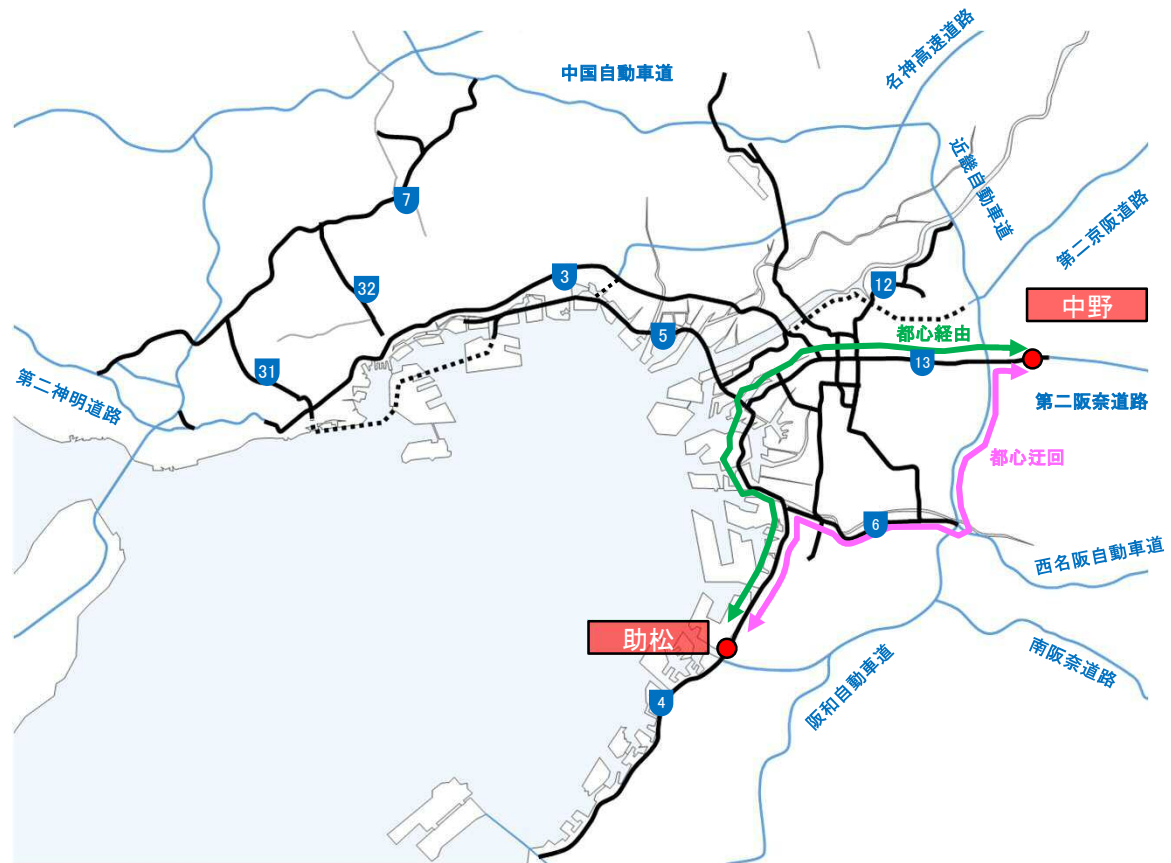
○ 阪神高速における上限料金の見直しに伴い、同一起終点において、都心(阪神高速)経由の料金が変
 わる場合があるが、都心部を迂回する経路の料金の方が高い場合は、都心(阪神高速)経由の料金と
 同額に引下げ。

※都心(阪神高速)経由の料金の方が高い場合には、都心経由の料金は引き下げない

■経路別料金の例

普通車(ETC車)

助松 ⇄ 中野		都心経由 阪神高速 経由 (36.4km)	都心迂回 6号大和川線 ・近畿道経由 (33.5km)
経路選択			
通常	現行料金		
	対距離	1,320円 阪神:1,320円 ネクスコ:0円	1,800円 阪神:1,290円 ネクスコ:510円
	新料金		
通常	対距離	1,460円 (+140円) 阪神:1,460円 ネクスコ:0円	1,800円 (±0円) 阪神:1,290円 ネクスコ:510円
	迂回割引 適用後	1,460円 (±0円) 阪神:1,460円 ネクスコ:0円	1,460円 (▲340円) 阪神:1,290円 ネクスコ:170円
深夜			
	迂回割引 適用後	1,170円 (▲290円) 阪神:1,170円 ネクスコ:0円	1,150円 (▲310円) 阪神:1,030円 ネクスコ:120円



- (※1) 新料金については、P8、P12の料金設定に基づき計算
 (※2) 深夜料金については、経路の全ての路線を深夜帯に走行した場合の料金
 (※3) 阪神高速の深夜割引適用条件は午前0時～午前4時までの間に阪神高速に流入した場合、NEXCOの深夜割引適用条件は午前0時～午前4時までの間にNEXCOの対象道路を走行した場合(阪神高速は2割引、NEXCOは3割引)
 (※4) 迂回割引と深夜割引の重複適用については、迂回割引適用後に深夜割引を適用

新たな料金の具体事例③

○ 阪神高速における上限料金の見直しに伴い、同一起終点において、都心(阪神高速)経由の料金が変わる場合があるが、都心部を迂回する経路の料金の方が高い場合は、都心(阪神高速)経由の料金と同額に引下げ。

※都心(阪神高速)経由の料金の方が高い場合には、都心経由の料金は引き下げない

■経路別料金の例

普通車(ETC車)

大久保 ⇄ 中野		都心経由 阪神高速 経由 (73.0km)	都心迂回 7号北神戸線 ・中国道経由 (84.6km)
経路選択			
通常	現行料金		
	対距離	1,510円 阪神:1,320円 ネクスコ:190円	3,570円 阪神:1,620円 ネクスコ:1,950円
	新料金		
	対距離	2,140円 (+630円) 阪神:1,950円 ネクスコ:190円	3,570円 (±0円) 阪神:1,620円 ネクスコ:1,950円
深夜	迂回割引 適用後		
		1,750円 (▲390円) 阪神:1,560円 ネクスコ:190円	1,720円 (▲420円) 阪神:1,300円 ネクスコ:420円



- (※1) 新料金については、P8、P12の料金設定に基づき計算
- (※2) 深夜料金については、経路の全ての路線を深夜帯に走行した場合の料金
- (※3) 阪神高速の深夜割引適用条件は午前0時～午前4時までの間に阪神高速に流入した場合、NEXCOの深夜割引適用条件は午前0時～午前4時までの間にNEXCOの対象道路を走行した場合(阪神高速は2割引、NEXCOは3割引)
- (※4) 迂回割引と深夜割引の重複適用については、迂回割引適用後に深夜割引を適用

新たな料金の具体事例④

○ 阪神高速における上限料金の見直しに伴い、同一起終点において、都心(阪神高速)経由の料金が変
 わる場合があるが、都心部を迂回する経路の料金の方が高い場合は、都心(阪神高速)経由の料金と
 同額に引下げ。

※都心(阪神高速)経由の料金の方が高い場合には、都心経由の料金は引き下げない

■経路別料金の例

普通車(ETC車)

いばらき 京橋 ⇄ 茨木		都心経由 3号神戸線 ・名神経由 (40.9km)	都心迂回 7号北神戸線 ・中国道経由 (53.9km)
経路選択			
通常	現行料金		
	対距離	1,760円 阪神:800円 ネクスコ:960円	2,190円 阪神:1,050円 ネクスコ:1,140円
	新料金		
深夜	対距離	1,760円 (±0円) 阪神:800円 ネクスコ:960円	2,190円 (±0円) 阪神:1,050円 ネクスコ:1,140円
	流入割引 適用後	1,760円 (±0円) 阪神:800円 ネクスコ:960円	1,760円 (▲430円) 阪神:800円 ネクスコ:960円
		1,310円 (▲450円) 阪神:640円 ネクスコ:670円	1,310円 (▲450円) 阪神:640円 ネクスコ:670円



- (※1) 新料金については、P8、P12の料金設定に基づき計算
- (※2) 深夜料金については、経路の全ての路線を深夜帯に走行した場合の料金
- (※3) 阪神高速の深夜割引適用条件は午前0時～午前4時までの間に阪神高速に流入した場合、NEXCOの深夜割引適用条件は午前0時～午前4時までの間にNEXCOの対象道路を走行した場合(阪神高速は2割引、NEXCOは3割引)
- (※4) 迂回割引と深夜割引の重複適用については、迂回割引適用後に深夜割引を適用

現金でご利用のお客さまへの対策

○ 現金でご利用のお客さまに対し、現状を把握した上で、ETC普及促進の取組みなど必要な対策を実施

【例】

○ETC車載器購入助成

ETCの更なる普及、利用の促進を図るため、ETC車載器の購入に当たり助成を実施しています。

・10,000円／台 × 15,000台（2023年11月13日～2024年1月31日）

○ETCパーソナルカードの利便性向上

クレジットカードをお持ちでないお客さまにもETCをご利用いただけるETCパーソナルカードについてデポジット下限額等の見直しを実施（2023年3月1日）するなど利便性向上に努めています。

- ・デポジット最低額：従来の20,000円から3,000円へ引き下げを実施
- ・デポジット額：従来の20,000円に加えて3,000円、5,000円、10,000円を新設
- ・デポジット額に対する利用限度額：従来の80%から100%へ引き上げを実施

○ETC料金割引制度のさらなる広報の充実

ETC割引制度等について、HP及びPAにおける各種媒体等を活用した更なる広報を充実します。